

イノシシ保護管理に関して平成 24 年度に整理された課題 (平成 24 年度報告書抜粋)

1. 基本認識

- ・全国の捕獲数は年変動があるものの高水準で維持しているが、農作物被害は増加ないし高止まり
- ・市街地へ出没し、生活被害が発生している地域が増加
- ・特定計画制度の定着化がみられる
- ・特措法に基づく被害防止計画などが多くの市町村で作成されているが、特定計画との整合性や連携がとれていない場合が多い
- ・イノシシの保護管理には、農業被害の軽減（防除と個体群管理）と狩猟資源としての管理があるが、現在の重点課題は前者
- ・農業被害の軽減のための方策は、被害防除、加害個体の除去および総個体数の低減（ただし、総個体数低減の意味と位置づけについてはまだ不明確な点が多い）
- ・個体群管理は、シカのような密度や総個体数のコントロールではなく、耕作地周辺での加害個体の捕獲が優先（許可捕獲による捕獲が主）
- ・被害防除は地域ぐるみ・集落単位がキーワード
- ・分布管理や生態系に及ぼす影響への対応についても、検討が必要

2. 重要課題と対応の方向性

【課題 1】 イノシシ個体群管理の方針が明確ではない

被害対策のための捕獲と資源管理のための捕獲の考え方は、相反する場合がある。また、高山植物などへの間接的な影響、生態系への影響も懸念されている。現在は、被害対策として耕作地周辺での捕獲を優先しているが、耕作地周辺以外での個体群管理の方針が必要である。

- 生息数・個体群動態の推定手法、個体群管理の理論と方式の開発が必要
- 分布拡大地域（高山帯や市街地への出没）への対応
- 狩猟資源としての管理方針
- これらを進める国や研究者等の認識と努力

【課題 2】 被害対策における目標設定の考え方を変える必要がある

被害状況を過去のある時点レベルまで減らすといった管理目標を設定しているところが多いが、耕作地面積や社会状況の変化を考慮して、現状にあった目標を設定する必要がある。また、施策の具体的目標（捕獲数など）については、管理目標を達成できる規模に設定されていない場合がある。

- 地域単位/集落単位での目標設定（被害レベルなど）
- 被害量や捕獲頭数だけではなく、住民の認識・感情等も目標設定の要素として検討
- 新たな評価指標については行政主導で把握できる方法を検討
(例：兵庫県の「被害意識アンケート調査」)

→ 管理目標の達成状況を踏まえて捕獲目標数等を調整

【課題3】 被害対策の実施状況を評価することが難しい

捕獲頭数は近年右肩上がりであり、目標捕獲数を設定している都府県のほとんどが目標を達成しているにもかかわらず、被害は高止まりで、捕獲の効果が確認できていない。その理由として、必要な捕獲規模となっていないこと、効果的な捕獲となっていないことが考えられる。この点を検討するためには、捕獲の実施状況の確認と評価が必要である。また、捕獲以外の被害対策については全体的に評価することが難しい。

- 捕獲実績の確認と評価の実施
- 被害対策のための適正な捕獲（加害個体の捕獲等）の普及と捕獲規模の拡大
- 被害対策の実施状況を評価する方法の検討

【課題4】 保護管理を推進するための連携が図られていない

保護管理の実施主体である市町村では、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定しているが、都府県と市町村および関係部局との連携が十分に図られておらず、特定計画と被害防止計画の整合性がとれていない場合がある。

- 役割分担の明確化（例えば、分布拡大地域への対応や全体のモニタリングは都府県が、現場での被害対策は市町村、といった役割分担を決め、取組推進を図るなど）
- 関係部局間の連携強化（連携の基本は、情報の共有、認識の一致、目標の共有、行動の統一）

【課題5】 施策を実施するための体制作りが十分に進んでいない地域がある

イノシシの農作物被害管理は、集落単位で実施することが効率的・効果的である。そのため、地域ぐるみの実施体制を整備する必要がある。

- 集落と市町村、都府県の連携強化
- 効率的な被害防除対策及び許可捕獲の普及
- 人材確保および育成
- 地域に合った被害対策の体制作り

【課題6】 モニタリング調査が不十分な地域がある

モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削減を背景として縮小が進み、科学性の確保に支障が生じている。そのため、データの必要性の優先度を考慮した適切なモニタリングが求められている。

- 国、地方自治体の努力強化（例：予算当局への適切な説明など）
- モニタリング項目の優先順位、必須項目を検討（必須項目については全国的な統一も検討）
- 被害防除対策および捕獲の実施状況把握（捕獲場所や頭数等）と検証